**株式譲渡契約書**

　〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、甲が保有する□□株式会社の全株式（以下「本件株式」という。）について、次のとおり株式譲渡契約を締結する。

（株式の譲渡）

第１条　甲は乙に対し、下記の本件株式を令和〇〇年〇〇月〇〇日を譲渡日（以下「本件譲渡日」という。）として売渡し、乙はこれを買い受ける。

記

発行会社　本店所在地　〇〇市○○

会社名　株式会社〇〇〇〇

代表者　〇〇〇〇

種　　類　議決権付普通株式

株券発行の有無　　無

譲渡する株式の総数　　普通株式　〇〇株

（譲渡価格）

第２条　本件株式の譲渡価格は、１株当たり金〇万円とし、合計金〇万円とする。

（支払方法）

第３条　乙は甲に対し、前項の金員を本件譲渡日までに甲の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

（所有権の移転等）

第４条　乙が前条のとおり譲渡代金を支払うのと引き換えに、甲から乙に本件株式の所有権が移転する。

（譲渡承認）

第５条　甲は第１条記載の譲渡日までに本券株式の譲渡につき、□□株式会社の譲渡承認を得るものとする。

（甲による表明保証）

第６条　甲は乙に対し、本契約締結日及び本契約譲渡日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

(１)　法人としての権利能力及び行為能力

　　対象会社は、日本の法律の下で適法に設立され、有効に設立している法人であり、かつその財産を所有し現在行っている事業遂行に必要な権利能力及び行為能力を有していること

(２)　株式

①　対象会社が発行する株式は、全て普通株式であり、発行済株式総数は〇〇株であること

②　対象会社が発行する株式は、本件株式のみであり、本件株式以外には、新株予約権その他いかなる証券又は権利も乙以外の第三者に対して設定又は付与していないこと

(３)　許認可

　　対象会社は、別紙に記載する事業遂行のために必要な許認可を取得し、かつ、その許認可が有効に存続していること

(４)　財産内容

①　対象会社の令和〇〇年〇〇月〇〇日現在の財務内容は、本件契約に添付されている計算書類のとおりであり、かつ、計算書に記載されていない債務（保証債務、係争債務、求償債務、税務上の追徴金等）が存在していないこと

(５)　支払遅延の不存在

　　本件対象会社は、弁済期の到来した債務について全て支払済みであること

(６)　倒産手続

　　対象会社は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する法的倒産手続、私的整理手続の開始の申立てを行っていないこと

(７)　人事労務

　　対象会社は、対象会社の役員及び従業員に対し、何らの債務を負担していないこと

(８)　公租公課

　　対象会社に発生している公租公課については適法かつ適正な申告を行い、全て支払を完了していること

(９)　紛争

　　対象会社は、別紙〇に記載する他は、訴訟、仮差押え若しくは仮処分、調停、仲裁その他の手続が係属していないこと、及び内容証明郵便等による通知書その他の書面による主張を受けていないこと

（乙による表明保証）

第７条　乙は甲に対し、本契約締結日及び本契約譲渡日において、以下の事項が真実かつ正確であることを保証する。

(１)　乙は、日本の法律の下、適法に設立され、かつ有効に存在している法人であること

(２)　乙は、財産を所有し、かつ現在行っている事業遂行のため、必要な権利能力及び行為能力を有していること

(３)　乙は、本契約締結及び履行に関し、会社法、定款、取締役会規則その他乙の規則（以下「乙の規則等」という。）に従い必要な手続を履践していること

(４)　本契約の締結及び履行は、乙の規則等に違反せず、乙を当事者とする他の契約に重大な影響を与るものではなく、かつ、乙が拘束されている判決命令又は決定にも違反しないこと

（甲の履行の前提条件）

第８条　甲は、本件譲渡日において、第７条に規定する乙による表明及び保証が本契約締結日及び本件譲渡日において真実かつ正確であることを条件とし、本契約を締結する。

（乙の履行の前提条件）

第９条　乙は、本件譲渡日において、第７条に規定する乙による表明及び保証が本契約締結日及び本件譲渡日において真実かつ正確であることを条件とし、本契約を締結する。

（損害賠償責任）

第10条　甲は、第６条に基づき表明及び保証した事項に監視、表明及び保証と異なる事実が判明し、乙に損害を与えた場合、その他本契約に違反して乙に損害を与えた場合にはその損害を賠償するものとする。

（解除）

第11条　甲及び乙は、以下のいずれかが生じた場合、相手方に対し相当期間内に是正を求めたにもかかわらず、相手方が期間内に是正しないときは、本件契約を解除することができる。

(１)　相手方当事者が、本件契約に基づく表明及び保証の重大な違反があることが判明した場合

(２)　本件株式譲渡が令和〇〇年〇〇月〇〇日までに行われない場合

(３)　本件契約の締結日及び本件譲渡日前において、相手方当事者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する法的倒産手続、私的整理手続の開始の申立てがなされた場合

２　前項に基づく解除は、解除する当事者の損害賠償請求を妨げない。

（秘密保持）

第12条　甲及び乙は、本件契約に関して相手方から開示された情報については、甲乙間において令和〇〇年〇〇月〇〇日に締結された秘密保持契約に基づき秘密保持義務の対象となることを相互に確認する。

（管轄）

第13条　本件契約及びこれに関連して生じる甲乙間の一切の権利及び義務に関する訴訟は、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議事項）

第14条　本契約に定めのない事項については、本契約の趣旨に基づき、甲乙が真摯に協議して定めることとする。

　上記合意の成立を証するため、本契約書２通を作成のうえ、各自記名捺印の上、甲乙各１通を保有する。

　　令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲（住所）　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

　（氏名）　〇〇〇〇　　　　　　　　　　　印

乙（住所）　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

　（氏名）　〇〇〇〇　　　　　　　　　　　印